

ワンズオフィス社 労 士 事 務 所 / ワ ン ズ ラ イ フ コ ン パ ス  
マ ン ス リ ー ニ ュ ー ス  
～ 酷 暑 と テ レ ワ ー ク の 在 宅 勤 務 手 当 / 事 務 ト ピ ッ ク ス ～  
2 0 2 4 / 7 / 3 0 3 0 6 号

ワンズオフィス社労士事務所・ワンズライフコンパス株式会社 社労士大関ひろ美  
〒151-0064 東京都渋谷区上原 1-17-3-101 TEL 03-6677-9717



## I. 酷暑とテレワークの在宅勤務手当

### ① テレワークを希望する社員

この夏の東京は気温が 35℃を超える日が連続し、体温を超える日もあります。さらにこれからも続く予報が出ています。「夏の暑さが仕事のやる気に影響する」と回答する人が多い。という民間の調査結果があります。[\(株ライボ 2023 年夏の働き方実態調査\)](#)

この気候のもとでは出勤を回避して、環境省が発表する「暑さ指数」が一定数を超えた日はテレワークを推奨する企業もあるとのこと。

### ② テレワーク・在宅勤務にかかる費用をどうするか

テレワークは、通勤時間がない分、自由に使える時間が増えますし、酷暑における体力消耗も抑えられることが期待できます。

社員がテレワークの場所に自宅を選択するときや、そもそも会社がテレワークの場所を自宅に限定しているとき、出勤して昼間自宅で電気を使用しない日と比較すると、冷房使用による家庭電気代は高くなります。

そのほかにもテレワークで仕事をするときにかかる実費は、事務用品等の購入用、通信費（電話料金、インターネット接続に係る通信料）、レンタルオフィスの利用料金、そして冷房等の電気料金です。これらに見合うものとして、在宅勤務手当を支給している企業は多いと思います。

そこで、在宅勤務手当は、一定の要件を満たす実費弁済の手当に当たると、時間外勤務等の割増手当の基礎となる賃金から除外することができるという通知があります。

### ③ 在宅勤務手当を割増賃金基礎額に算入しない要件

割増賃金の基礎となる賃金に算入しない賃金は、家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金及び一箇月を超える期間ご

とに支払われる賃金とされているため、一般的には在宅勤務手当は割増賃金の基礎となる賃金に算入します。

一方で、在宅勤務手当が事業経営のために必要な実費を弁償するものとして支給されているときで、通知の内容を満たすときは、割増賃金の基礎となる賃金に算入しなくてもよいこととなります。

この通知では実費弁償とみなす在宅勤務手当額の算出例が3通りあげられていますので、概略を紹介します。具体的には、通知（基発 0405 第 6 号 令和 6.4.5）「割増賃金の算定におけるいわゆる在宅勤務手当の取扱いについて」をご確認うえ検討をお願いします。

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T240409K0010.pdf>

- (1) 国税庁「在宅勤務に係る費用負担等に関する F A Q（源泉所得税関係）」（以下「国税庁 FAQ」といいます）で示されている計算方法によって支給する方法：この国税庁 FAQ では、各種の料金を個別に計算する例が掲載されていますので、詳細を確認してください。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020012-080.pdf>

- (2) (1) の一部を簡略化した計算方法：

在宅勤務手当支給の対象者ごとに、過去の複数月の通信費や電気料金をもとに実費弁償となる金額を計算し、一定期間（最大 1 年間程度）継続して支給する。

- (3) 実費の一部にあたるものを支給する額の単価をあらかじめ定める方法：

在宅勤務手当を実費の額をうわまわらないよう 1 日当たりの単価をあらかじめ決めて在宅勤務日数を乗じた額を支給する方法で、

ア. 一定数の労働者について国税庁 FAQ の例によって 1 か月当たりの業務のために使用した「通信費の基本使用料や通信料等」、「電気料金の基本料金や電気使用料」をそれぞれ計算し、

イ. その額から 1 日当たりの単価を計算して、

ウ. 一番低い額のを在宅勤務手当の 1 日額にする

方法が考えられるとしています。

なお既に割増手当の算定基礎額に入れているものを除外する場合は、支給する割増手当額が減少するので、労働条件の不利益変更にあたり、法令等で定められている適切な手続きと話し合いが必要ですので慎重をお願いします。